

### 「第3次高松市地域福祉計画(案)」についてのパブリックコメント実施結果

本市では、平成28年2月1日から平成28年2月29日までの期間、「第3次高松市地域福祉計画(案)」についてのパブリックコメントを実施しました。

いただきました御意見の要旨及びそれに対する本市の考え方を、以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

1 意見総数 7件(4人)

2 いただいた御意見の要旨及びそれに対する本市の考え

※提出いただいた御意見は、趣旨を変えない範囲で、簡素化又は文言等の調整をしています。

※一人の御意見で複数項目ある場合は、項目ごとの回答としています。

| 番号 | 御意見(要旨)  | 市の考え方   |
|----|--|---|
| 1  | 自治会活動について、自治会加入の意義(メリット)がわからない。新しく加入した人が、活動に参加しやすいような受入れ側の配慮や、意識改革が必要ではないのか。 | 自治会は、地域の防災・防犯のほか、美化活動、福祉や親睦活動など、生活に密着した活動に自主的に取り組む組織であり、地域コミュニティの中心的役割を担っております。<br>住民が地域福祉の担い手として、様々な地域活動に積極的に参加することにより、地域福祉は充実していくものでございまして、誰もが地域活動に参加しやすいよう、地域における情報共有や雰囲気づくりに努める取り組みが必要であると存じております。<br>現在、高松市コミュニティ協議会連合会及び高松市連合自治会連絡協議会と行政が協力して、自治会加入促進に取り組んでおりまして、今後とも、自治会の重要性や加入の必要性を働きかけるなど、地域活動が充実するよう支援してまいりたいと存じます。 |

|   |  |  |
|---|--|--|
| 2 | <p>地域福祉の多くを地域コミュニティ（自治会等）が担っていることを周知させるべきである。また、転入時にも、自治会加入の必要性を説明するほか、集合住宅の管理会社の協力なども必要である。</p> | <p>毎年11月を「自治会加入促進月間」として位置付け、加入を呼びかけるチラシの配布や小学生による自治会加入促進作品の展示のほか、自治会活動を中心とする各地域コミュニティ協議会の活動を市民ホールなどでPRし、加入促進に向けた積極的な啓発に取り組んでおります。</p> <p>また、ホームページ等で自治会の活動内容を紹介したり、転入の多い時期に、自治会加入促進のための窓口を市民課のロビーに設置し、啓発チラシを配布しております。</p> <p>マンションなど集合住宅の住民への働きかけを含め、今後も引き続き、自治会の加入促進に努めてまいりたいと存じます。</p> |
| 3 | <p>地域活動の人手不足は、シルバー世代の活用で解決できると思うが、定年になっても、いきなり地域に溶け込めないため、周囲の人の働き掛けも必要である。</p>                   | <p>地域福祉活動の担い手を確保・育成するために、自治会役員や民生委員・児童委員のほか、生きがいづくり、社会参加・自己実現を求める団塊の世代や高齢者を担い手づくりにつなげるよう、努めてまいりたいと存じます。</p>  |
| 4 | <p>若者から高齢者まで、多くの人が、インターネットを使用している。紙発信と同時にインターネットを活用したらどうか。</p>                                   | <p>誰もが必要なときに必要とする情報を容易に入手できるよう、広報紙やSNSを含めたインターネットの活用など、多様な方法による情報提供に努めてまいりたいと存じます。</p>   |

|   |  |  |
|---|--|--|
| 5 | <p>現在、社会福祉法人制度改革などを通して、制度にとらわれない地域における身近な福祉課題に取り組もうとしている社会福祉法人が活動を始めている。こうした動きに呼応して、社会福祉法人への地域福祉の担い手として期待する計画があってもいいのではないか。</p>  | <p>専門の知識や技術を生かした相談・支援活動を行ったり、施設を福祉教育やボランティア活動の場に提供し、地域や学校等との交流を推進したりするなど、社会福祉法人も地域福祉の担い手としての活動が求められていると存じております。</p> <p>本計画では、基本目標3「適切なサービスを提供できる基盤づくり」の中の、施策の方向「社会福祉施設等の適正な運営」において、社会福祉施設が「地域福祉の拠点」としての機能を十分発揮できる仕組みづくりを推進していくことを掲げております。</p> <p>また、施策の方向「各種団体と行政との協働推進」において、社会福祉法人を始めとする各種団体と行政との協働により、それぞれの責任と社会的役割を踏まえ、多様なニーズに対して支援できるまちづくりを推進することを掲げております。</p> |
| 6 | <p>基本目標③の「福祉サービスの適切な利用環境づくり」において、「地域住民、関係団体、事業者、行政がそれぞれ課題を共有し、適切な相談窓口につなぎ、そして解決できる体制づくりが求められている」とあるが、「つなぐことは基より、解決できる駆け込み寺的な総合窓口も検討した窓口設置が求められている」としてほしい。市民の声（市民意識調査）にも、福祉サービスについて気軽に相談できる窓口があればいいという意見があった。</p> | <p>「解決できる体制づくり」には、窓口サービスの充実も含まれていると認識しております。</p> <p>本計画では、基本目標3「適切なサービスを提供できる基盤づくり」の中の施策の方向として、「住民ニーズに対応できる相談支援体制の充実」において、相談者の多様なニーズに適切に対応できる相談体制の充実を図ることや、身近な場所で気軽に相談でき、地域の生活課題を総合的かつ継続的に把握し、適切なサービスが提供できる一貫した相談支援体制の構築に努めていくことを掲げております。</p>  |

|   |                   |   |
|---|-------------------|---|
| 7 | 総合福祉会館は閉館すべきではない。 | <p>総合福祉会館の耐震補強工事については、多額の経費を要することから断念しており、会館にありました高齢者福祉施設機能である「老人福祉センター茶寿荘」については、平成27年8月に廃止し、その機能の大部分を、「瓦町健康ステーション」に移転しております。</p> <p>また、現在残る障害者福祉施設機能等については、現状と課題を整理し、平成30年度末までにその機能を移転又は廃止するが、移転する機能については、平成29年度末までに整備する「障がい者地域生活支援拠点」と一体的な整備を検討しております。</p> <p>このため、総合福祉会館の建物については、会館内のすべての機能が移転又は廃止した後、平成30年度末までに閉館することとしております。</p> |
|---|-------------------|---|